

コンプライアンス基本規程

2008年4月1日制定

2024年11月8日改定

（目 的）

第1条 本規程は、当社におけるコンプライアンスについて規定する。

（制定・改定）

第2条 本規程は、取締役会の決議により制定および改定する。

（定 義）

第3条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む。）、社内規則および企業倫理を遵守することをいう。

2 本規程において「役職員」とは、当社の役員、従業員および派遣契約に基づき当社に派遣されている労働者、業務請負契約等に基づき当社内に常駐する労働者、当社が雇用する臨時従業員、パート、アルバイト、特定受託業務従事者をいう。

（経営方針）

第4条 当社は、別に定める「グループ会社行動原則」および「役職員行動規範」に従い、コンプライアンスを経営の基本方針とする。

（組 織）

第5条 コンプライアンス管理を遂行するため、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）、コンプライアンス統括者、コンプライアンス責任者を置く。

（コンプライアンス委員会）

第6条 委員会は、当社および子会社におけるコンプライアンス管理状況を監督するとともに、コンプライアンス管理の高度化に資することを目的として活動する。

2 コンプライアンス委員長（以下、「委員長」という。）は内部統制委員会によって任命された取締役または執行役員とする。

3 コンプライアンス統括者およびコンプライアンス委員（以下、「委員」という。）は委員長が任命する。

4 委員会の事務局は総務部とする。

5 委員会は、原則6ヶ月ごとに開催する。

6 委員会は、本社において開催する。ただし、必要がある場合には、他の場所または複数の場所においてオンラインツール等の方法を用いて開催することができる。

7 委員会は、委員長が招集する。ただし、緊急の必要があるときは他の委員が招集することを妨げない。

- 8 委員会を招集する委員は、各委員に対し開催日の2営業日前までに、その通知を発するものとする。
- 9 委員の過半数の同意があるときは、前項の招集手続きを経ないで、委員会を開催することができる。
- 10 委員会における議題は、予め各委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 11 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故あるときは、他の委員の協議のうえ、これを定める。
- 12 委員会の審議事項は、次の各号とする。
 - ① コンプライアンス管理計画、中・長期的な方針
 - ② 違反行為に対する中止命令・措置
 - ③ その他委員長が必要と認める事項
- 13 委員会は、6ヶ月に1回、内部統制委員会に活動状況を報告する。
- 14 委員会は、必要に応じてコンプライアンス責任者、その他の役職員に出席および報告を求め、またはその意見を聴くことができる。
- 15 委員会の議事については、議事の経過の要領および結果を記載した議事録を作成する。
- 16 議事録は、委員会開催の日から5年間保存する。
- 17 取締役は、委員会の議事録について、閲覧又は謄写をすることができる。

(コンプライアンス統括者、内部統制推進チーム)

第7条 コンプライアンス統括者は、コンプライアンスの啓蒙・教育活動を遂行するとともに本規程に違反する行為を告発する。

- 2 コンプライアンス統括者は、業務遂行状況を委員会に報告する。
- 3 コンプライアンス統括者は、本業務を遂行するため推進チームを設置することができる。

(コンプライアンス責任者)

第8条 コンプライアンス責任者は、「組織管理規程」第2条に定める組織単位のうち、以下に記載する組織の部署長とする。なお、必要に応じ他の組織単位の部署長を選任することを妨げない。

- ① 部
 - ② 室
 - ③ センター
 - ④ 工場
 - ⑤ 営業所
- 2 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス統括者の指示に従い、各事業部署のコンプライアンス管理を担当する。

（役職員の責務）

第9条 役職員は、第4条の基本方針をふまえ、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

（禁止事項）

第10条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

自ら法令および社内規則（以下「法令等」という。）に違反する行為

他の役職員に対して法令等に違反する行為を指示する行為

他の役職員に対して法令等に違反する行為を示唆する行為

他の役職員の法令等に違反する行為を黙認する行為

（通報の義務）

第11条 役職員は、他の役職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、別に定める「コンプライアンス通報規程」の定めるところに従い、速やかにコンプライアンス通報窓口に通報しなければならない。

（懲戒処分等）

第12条 当社は、第10条に違反した役職員を就業規則の定めるところに従い懲戒処分に付するとともに、当社に損害を与えた役職員に対して損害の賠償を求めることができる。

（免責の制限）

第13条 役職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

法令等について正しい知識がなかったこと。

法令等に違反しようとする意思がなかったこと。

会社の利益を図る目的で行ったこと。

（事前相談）

第14条 役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ委員会の委員に相談しなければならない。

2 委員会の委員は、役職員から相談を受けた事案が法律に違反するかどうか判断に迷うときは、顧問弁護士に相談しなければならない。

（研 修）

第15条 当社は、次に掲げる目的のため必要に応じ研修会を開催する。

コンプライアンスへの関心を高めること。

コンプライアンスについての正しい知識を付与すること。

2 研修会への参加を命じられた役職員は、正当な理由なくして受講を拒否してはならない。